

特 集

保育所を中心とした地域連携の現状と実践的課題

—保育ソーシャルワークの観点から—

山本 佳代子

Kayoko YAMAMOTO

本稿では保育所において特別な配慮を必要とする子どもと保護者への支援をめぐる地域連携に関する研究を概観し、保育ソーシャルワークの観点から実践的課題を明らかにすることを目的とした。レビューの結果、保育所は外部機関からの巡回相談やコンサルテーションを通じた連携から、子どもや保護者の理解、保育方法の助言等、実践上のサポートを得ていた。しかし、支援ニーズが明確ではない子どもの場合は他機関との連携が少ないことや、外部機関との連携を行わず保育所内で問題を完結してしまう傾向がある等、連携に関する問題点も明らかになった。

保育ソーシャルワークの観点からは、配慮を要する子どもと保護者への支援に際し、地域ネットワークの一員としての保育所のあり方や、連携のコーディネーターの明確化など、保育所と外部機関との連携を創出する仕組みを検討する必要があること等が示唆された。

キーワード 連携、保育ソーシャルワーク、保育所、特別な配慮を要する子ども

1. はじめに

近年、保育実践においてソーシャルワークの必要性が指摘されている。保育とソーシャルワークをテーマにした研究は2000年頃より発表されるようになり、定義や内容に統一した見解はないものの、学際的領域として「保育ソーシャルワーク」への関心が高まってきている（伊藤 2011a）。背景には社会や地域など子育て家庭を取り巻く環境の変化、それに伴う子どもを養育する力の低下があるとされ、保育所は地域の子育て支援拠点として、保育所がこれまで発揮してきた専門性を軸に、子育て支援において「ソーシャルワーク」視点をもった実践を担うことが期待されていると考えられる（山本 2013）。

保育ソーシャルワークについて未だ明確な定義は示されていないが、子どもに対する日常の保育、子どもの保護者への支援等においてソーシャ

ルワークを応用した実践を行うものであると言える。実践に関する先行研究では、子どもと家族の「生活の全体性」への視点の必要性やそれに伴うアセスメントの実施（今堀 2002、土田 2006）、ソーシャルワークモデルとアプローチの保育への応用（鶴 2006）の有効性などが報告されている。土田（2012）は保育にソーシャルワークが必要とされてきた理由として、保育所が①子どもとの関わり、②保護者との関わり、③地域との関係の側面において、社会福祉の視点、個別支援の実施が必要になってきていることをあげる。子どもや保護者の抱える生活上のストレスや不安は時に行動化し、保育所において個別対応を要する必要性が増している。その背景には「気になる」と称されるように、保育実践において困難さを伴う子どもや保護者の存在があり、特別な配慮を要するケースも報告されている。具体的には子どもの障害や行動問

題、保護者の経済的問題や就労、育児への不安や負担感、虐待など生活や養育に課題を抱えた家庭との関係や支援のあり方への問いである。このような場合は、保育所で見せる子どもの言動だけに注目するのではなく、子どもを取り巻く生活全体をみる視点が重要となる。また、保育所のみで対応が困難な場合は、関係機関や他の専門職との連携を通じて子どもや保護者の抱える生活課題の解決が必要とされる。岩間（2013）は地域を基盤としたソーシャルワークの一機能として「連携と協働」複数の援助機関、専門職、さらに地域住民がネットワークを形成し、連携と協働によって援助を提供することは、地域を基盤としたソーシャルワークの特質であるとしている。乳幼児期の子どもの育ちを取り巻く、生活に関する課題に対し、保育所だけで支援を完結させるのではなく、地域の社会資源の活用とネットワーク形成を行うことは保育においても今後ますます求められることになると考えられる。

以上のように現在では保育所における支援は保護者やその家庭、さらに地域へと支援対象は拡大しており、保育所の持ち得る専門性のみでは対応が困難な場合もあり、地域の関係機関の専門性の活用やネットワークの構築が必要となる。しかしその一方で、「連携の困難さ」について保育士から示されており（石田 2004）、外部機関との「連携」のあり方を探ることは保育ソーシャルワーク実践において重要であると考えられる。そこで、本稿では保育所において特別な配慮を必要とする子ども（以下、配慮を要する子ども）とその保護者への支援をめぐる地域連携の実践について、先行研究を概観し、今後の保育実践における実践的課題について示唆を得ることを目的とした。なお、本稿では保育所に入所している子どもとその保護者に焦点化して論じていく。

2. 特別な配慮を必要とする子どもと保護者の実態

(1) 保育研究動向から見る配慮を要する子どもと支援

わが国では「統合保育」1974年に障害児保育

が国の公的事業となり、障害のある子どもを受け入れ、障害のない子ども（以下、定型発達児）との保育を行う保育所数は増加してきた。この保育形態は「統合保育」と呼ばれ、実践研究や調査研究等、多様な研究が蓄積されてきている。石井（2010）は統合保育研究の動向について、1990年代には健全児と障害児の相互関係に注目した研究が、1995年以降には専門職巡回相談に関する研究が増加し始めたこと、さらに2000年代に入ると、世界的な潮流と共に、保育においても「統合」から「インクルージョン」へのパラダイム転換がはかられ、障害の有無に限定されない、特別なニーズがある子どもに焦点化した保育のあり方を論じる研究が発表され始めたとして整理している。

一方で、障害の有無は明確ではなく、診断名が無い状態ではあるが、保育者から見て「気になる」と表現される子どもへの支援に関する研究論文も増加していく。気になる子どもを対象とした研究の多くは障害のある子ども、加えて障害の診断はついていないが疑いのある子ども、そして子どもに対する問題意識を強くもたない保護者の現状を示唆したものが多い。「気になる子」をキーワードとした研究は1996年以降急増し、2000年代に入り、さらにその数を増してきている（石井 2010）。この「気になる」子どもは障害や疾病の有無は明確ではないが、保育者から見てコミュニケーションや発達上の課題を抱えていると思われる子どもである。いくつかの先行研究を概観すると、保育者から見た「気になる」子どもの状態は、①診断は明確ではないものの発達障害の特徴が見られる子どもの行動、②家庭環境をはじめとする子どもを取り巻く環境から起因することが予測される子どもの行動、③障害に限定されない特別な支援ニーズ、④配慮を要する保護者問題の4点に要約される（例えば郷間ら 2008、斎藤ら 2008、片山 2010、久保山ら 2010）。

例えば、久保山ら（2010）は保育者にとっての「気になる子ども」についての調査から、「発達障害が想定されるものから、無気力な子ども、自分を出しにくい子ども、被虐待の疑いがある子ども

やアレルギーのある子どもまで多岐にわたっている」ことを明らかにした。あわせて「気になる保護者」については、公立保育所において幼稚園の保護者と比較し、「子どもに無関心」「保護者中心」「乱暴」「保護者の病気・病的状態」の категорияが多いという特徴が見られたことを報告している。また、高野ら（2009）は統合保育の問題点を問うた自由記述において「障害児でなくても問題を抱えた子が多い」という指摘が多かったとしている。障害診断名はないが疑いがある、もしくはボーダーラインの子どもが多くなっていること、一方で障害の有無ではなく複雑な家庭環境によって子どもの行動問題が生じている等、現代社会の問題点としての指摘が目立ったことを報告している。

以上のように、1970年代以降の研究動向を概観すると、統合保育として障害の有無による保育のあり方を模索した研究から、近年ではインクルージョンの潮流、気になる子どもと表現される子どもたちに対する保育者の保育困難な状況も反映し、障害に限定されない特別なニーズをもつ子どもに対する保育へと研究の対象や概念の広がりも見られる。しかしこの動向は、柴崎（2009）が指摘するように、障害のある子どもと定型発達児の保育形態に多様な用語が用いられていること、また発達障害児への支援のあり方の模索など実践現場での混乱も生じてきていることを示唆するものでもあろう。

(2) 発達障害と特別な支援を必要とする子ども

発達障害については乳幼児期の子どもには明確な診断がつきにくく、診断までの期間が長いこと等が指摘される（吉利ら2009）。子どもの個性として受けとめられることも多く、診断につながりにくい等の特長をもつ一方で、これらの子どもの子育てはストレスフルであることも報告されている（眞野ら2007）。子どもの行動特性による育てにくさに加え、視覚的に障害があると理解されにくいいため、周囲の誤解から引き起こされる親の孤立感などがその背景にあると考えられる。

また「障害がある」ことや、「孤立育児」、「何らかの育てにくさのある子ども」、「乳幼児期」であることなどは不適切な養育のリスク要因としてあげられており、近年では発達障害と児童虐待との関連性が報告されるようになった。この両者の関連性は二点に分けて考えることができる。一点目は子どもの育てにくさから引き起こされる「虐待のリスクとしての生来的な発達障害」である。すなわち、障害特性がもたらす親との情緒的なコミュニケーションの困難性、子どもの多動性、衝動性、刺激への感性に対する育児負担感（渡辺2007）から、不適切な養育へとつながりやすいという危険性である。そしてもう一点は、「被虐待児に見られる発達障害様の病態」である。杉山は両者の関係性について広汎性発達障害、ADHD（注意欠陥多動性障害）の病態と虐待を受けた子どもの示す状態が類似していることや、臨床場面において被虐待児に生じる反応性愛着障害との判別が困難であること等を指摘する（杉山2007）。子どもの発達上の問題によって虐待が生じたのか、あるいは親の虐待によって発達上の問題が生じたのかは判断が困難であるが、児童虐待のハイリスク要因として発達障害が存在すること、そして被虐待経験によって発達障害様症状が形成あるいは促進されることを示唆している。

子育てのリスク要因としての両者の関係性は、保育者が発達を支援する上で困難さを感じる事例と全く関係がないとは言えないのではないかと。ゆえに正確な診断がある場合を除いては、何を要因に子どもの気になる行動が引き起こされているかについて、一人ひとりの子どもの状態、また保護者を含めた生活環境等を広く理解していく見立てが必要であることを示唆するものであると考えられる。

(3) 保護者の課題と保育に関する研究動向

季刊保育問題研究（2010年241号）では「保育における養護と貧困（困難をかかえた子を支える）」をテーマに特集が組まれており、保護者が抱える生活上の困難さ、子どもにもたらす影響、

そこで保育所がどのように応答していくかについて論考されている（湯澤 2010）。近年、改めて子どもの貧困問題がクローズアップされるなど、家庭の生活課題と子どもの育ちの関連性が注視されており、同様のテーマで発表された論文が散見される。

例えば山本ら（2008）は幼児を育てる母親を対象にした調査から、経済的ゆとりのない母親群が育児期の生活不満、自信のなさにおいて育児不安得点が高かったこと、また孤立や子どもに対するマルトリートメント傾向が確認されたことを報告している。また井上（2008）は保育者から資料を収集した結果、『「気になる」保護者』は共通して「子どもとのかかわりに適切さを認めにくい保護者」であることが理解できたとしている。さらに、子どもへの関心や不安・葛藤の有無を軸に保護者のタイプを類型化することを試み、これらが保護者の属する階層に関与している可能性を示唆している。

他にも家族形態と子育てについて論考した保育研究として、非婚子育てや離婚件数の増加を反映したひとり親家庭を取り上げたものがある。吉田ら（2009）はひとり親家庭に対する保育者による支援の現状を明らかにしており、保育者と保護者のコミュニケーションのあり方、また外部機関との連携、制度の見直し等の課題をあげる。さらに高井（2011）は保育所内における子ども虐待対応事例を分析した結果、「結婚と離婚を2回以上くりかえしている」「ひとり親世帯」という事例数が半分を占め、さらに生活保護世帯も目立ったとしている。また別の調査では、虐待事例を支援している保育所が対象としている世帯において「ひとり親世帯」、「多子世帯」が存在し、子どもの抱える課題として「障害がある子ども」が、さらに保護者の課題として「知的障害」「慢性疾患」「精神疾患」が認められたことを報告している（高井 2008）。

また、保護者とのコミュニケーションそのものが保育士の課題となっていることも報告される。例えば半澤ら（2012）の調査では、保育士が障害

等に気づき保護者に説明をしても、子どもの行動特性は個性等ととらえ、問題とは思わない保護者が多く、保育士の理解とのかい離が生じていることが明らかにされている。しかし、このような保護者の言動の背景には上述のような子育てにおける負担感や困難性、生活課題が存在しているケースもあり、子どもの状態をふくめ、多角的に理解する視点を必要とする。

以上、保育所を利用する家庭が抱える生活課題や保護者のあり方に関連する先行研究を概観すると、経済的問題や家族間の関係など、子どもの養育環境である家庭の状況が、ネグレクトや虐待等の子育てリスクとなることが理解できる。これらの環境にある子どもは保育の場において様々なサインを保育者に送っていることが予測される。保育場面で子どもの行動問題と表出されることもあれば、本来は家庭で行うべき子どもへのケアを保育所が担い補完するといったケースもあるであろう。複合的な要因が絡み合い、一つの子どもの状態像が構成され、保育実践において特別な支援を必要とするケースに繋がると考えられる。

(4) 保育現場における子どもと保護者への支援ニーズの現状

特別な配慮を必要とする子どもと保護者の実態に関する先行研究のレビューからは、子どもの背景は多様であること、そして現場では子どもや保護者への支援ニーズが高まってきていることが理解できる。わが国の保育研究がこれまで「特別な配慮を要する」子どもとして対象としてきた研究の多くは「障害のある子ども」、「障害のない子ども」という二分化した子どもに対する保育のあり方であったように思われる。近年では加えて障害診断がなされていないが、発達障害の疑いをもたれるなど、保育場面で発達支援のニーズをもつ子どもへの支援に関心が高まってきている。すなわち、障害の有無に限らず、虐待やネグレクト等保護者側の要因によって、不適切な養育を受けている、いわゆる社会的な養護が必要な子ども、病気を抱え医療的ニーズが高い子ども、国籍の課題を

抱える家族とその子どもの存在等、多様な子ども達が地域の保育の場集まっているということである。

いくつかの調査研究からは、配慮を要する子どもの問題を感じつつも、保護者の理解や地域の専門機関との連携が十分ではなく、指導や対応に困難を抱えている現状が明らかである(郷間ら2008)。このような状況のもと、保育における支援の質を向上させるためには、保育者自身が子どもの発達や障害に関する知識を得ることや(山本ら2006、黒澤ら2009)、保育者を対象に知識や技術を習得できる継続的な研修を実施すること(前田ら2010)、および保育所と他機関との連携が重要となることが指摘されている(半澤ら2012、前田ら2010、黒澤ら2009)。多様な子どもたちが集う現代の保育の場においては、障害や疾患など、特定の支援ニーズがある子どもを保育するうえでの知識や技術を得ることが求められる。さらに、子どもだけではなく、子どもとの関係性や生活に問題を抱えると思われる保護者とのコミュニケーションのあり方についても実践上の課題になっていることがわかる。

現状では、多様な支援ニーズに保育士の持ち得る専門性によって対応を図ることは極めて困難であり、2008年の改定保育所保育指針(以下、改訂保育指針)にも示されるように、子どもの最善の利益のため、状況に応じて関係機関等との連携を図ることが重要となる。指針の中では、食物アレルギー、障害のある子どもなど子どもの状況に応じ、家庭や関係機関との連携をとること、また不適切な養育の兆候が見られる場合には要保護児童対策地域協議会において検討、また虐待の疑いは通告などの対応を図るよう規定されている。さらに保護者については、保育所に入所している子どもの保護者と地域の保護者それぞれに対して、子育て支援に関わる地域の人材、機関、団体等との連携及び協力について記されている。保育所は子どもや保護者の状態像によっては、保育所のみで支援を完結させるのではなく、子どもに関わる地域の関係機関との連携・協力をを行う役割を担う。

それでは、現状では保育所とこれら地域の社会資源との「連携」はどのようにになっているのか、保育所を対象とした調査研究のレビューをとおして述べていく。

3. 子どもと家庭への支援に活用される保育所と地域の社会資源との関係

(1) 保育士の視点からみた連携の実際

保育所と連携に関する先行研究を検討するため、国立情報学研究所の学術情報ナビゲータCiNiiを用い、「保育所」「連携」をキーワードにデータベース検索を行うと、254件が該当した(2013年12月)。このうち本研究においては、保育所入所児の保育に焦点化するため、保育所に併設される地域子育て支援センターに関する研究、幼稚園・小学校との連携、小学校への移行に関連する研究は除外した。ここではまず保育所側の意識を問うた調査研究について、「連携」に関する調査項目がふくまれた先行研究についてレビューを行う。

まず倉盛ら(2009)の実施した調査からは、ほとんどの保育所が関係機関との連携を平成10年以降に開始したことを示している。平成10年は児童福祉法が大幅に改正された翌年である。その後も平成16年に数値が高くなっており、児童福祉法、児童虐待防止法の改正や文部科学省が保育カウンセラーの導入検討の開始等、その要因として考えられるかもしれない。

次に連携の実態について概観する。半澤ら(2012)による東京都の公立保育所を対象とした調査からは、個別の配慮が必要な園児に気付いた際の保育士の対応は、迅速に「保護者に伝える対応や専門家への相談」が多く、巡回指導はほとんどの保育所(96.4%)で実施されていることが明らかになっている。具体的な方法として主管課や療育機関からの巡回やコンサルテーションが行われていた。また、保育所が相談する相談機関としては、主管課、保健所、療育機関、子ども家庭支援センターが上位に挙げられていた。また佐野(2011)らは多様な地域の保育所を対象に発達の子の実態把握調査を実施しており、関係

機関・施設との連携については、全体では33.9%が「ある」と応えているが、「ない」との回答も23.6%となっている。連携先では保健師、障害児施設が多く、入園時や保育実践上で困った時に相談するとした回答が2割程度見られている。調査対象地域が複数にわたっているため、単純な比較は不可能であるが、前述の東京都の調査よりは総じて連携の割合が低く、また地域間で連携に差が生じていることがわかる。

障害のある子どもに対する支援については、後述する巡回相談の事業等により、自治体間差はあるものの、定着したサポートとして実施されてきていると言える。その一方で障害以外の特別な配慮にかかわる連携については、保育者の意識は高いとは言えないことを示す報告もある。例えば、診断が無い「気になる子」は、障害診断がある子どもよりも他機関との連携が有意に少ないとする報告がある（郷間 2008）。郷間は幼稚園・保育所を対象にした「気になる子」の調査から、障害のある子どもは保健センター、児童相談所、通園施設、療育教室、学校、教育委員会、病院など多岐にわたっているものの、「気になる子」は保健所、保健センター、児童相談所の3カ所のみとなっていた。同様に、原口ら（2013）の調査も障害の診断がない子どもは特別な配慮を要すると意識されていても、他の機関での支援につながりにくい状況が考えられたとしている。

また、慢性疾患児の保育に関する調査からは、保育士が食物アレルギー、喘息、アトピー性皮膚炎など、子どもの疾患の症状を概ね理解していると認識している一方で、対象児の病院や担当医との連携の有無について「ある」との回答はわずか8.6%という結果であった。保育士は医療的知識が十分でないうえに、専門家からのサポートもない状況であり、ケアの適切性を見極めにくいことに不安を抱いている側面があることが示されている（片山 2010）。加えて、このような保育士の不安に対し、職員間での解決が目指され、園医や医療機関等の他職種との連携があまり行われていない実態についても指摘されている。同様に、黒澤

ら（2009）の調査からも、気になる子の保育相談は「園長・主任（60.6%）」「副担任（24.4%）」とほぼ園内で解決されているという結果となり、管理職クラスの保育者の力量に委ねられ、他の専門職との連携が不十分であることが示されている。

以上、先行研究からは保育所が他の外部機関と「連携」のきっかけは、配慮を必要とする子どもの存在に気付いた時や、保育をするうえで困った時など、専門的な助言を求める必要がある場合であることが理解できる。一方で、他機関とのつながりは、障害がある等、支援ニーズが明確であると形成されやすいが、そうではない場合は他の機関への支援に結びつきにくい場合があった。また、保育士のみで判断がつかない問題等について、外部機関を利用せず保育所内だけで解決を図るといった現状も報告されており、保育所から外部機関に円滑につながらないケースがあることが明らかになった。

(2) 外部機関から保育所に対する支援の実際

大村（2010）の一地域の保育士を対象とした調査では「関係機関や専門家に期待する役割」項目について、①巡回相談では、保育場面観察による子どものアセスメント、保育実践のアドバイスや相談、②医療機関へは、障害診断と専門的アドバイス、保護者への説明とフォローアップ、担当医による保育の場への来訪と指導、③療育機関へは個々の子どもの発達のための目標や障害についての専門知識、緊急時の委託システムづくり、④相談機関へは主として保護者支援、必要に応じた機関の紹介等、⑤保健センターへは、健診をととした子どもの発達把握、障害の早期発見、保護者との間に介入し、他機関コーディネーター役、⑥小学校へは就学前後の情報交換等を求めていることが、自由記述による回答として得られたことが示されている。このことから、保育士が地域の関係機関および専門職に対し、それぞれ役割を期待し、保育実践上の支援を望んでいることがわかる。保育所が連携を行う社会資源は行政機関をはじめとしたフォーマルな資源と、地域住民などイ

ンフォーマルな資源等、多様であると思われるが、ここでは主として保育所の連携について、代表的なシステムである専門職による巡回相談型支援の実際と、専門職間をはじめとした地域のネットワークにおける支援の二つに分類し、レビューを行う。

①専門職による巡回相談型支援

外部の専門機関が保育所に対し、専門的な知識や技術を提供する連携のあり方の代表的な方法として「巡回相談」がある。巡回相談は「専門機関のスタッフが保育園を訪問して、子どもの保育園での生活を実際に見たうえで、それに即して専門的な援助を行うこと」(浜谷ら1990)と定義され、子どもの生活の場に専門家が向向き、そこで保育実践の協議を可能とするスタイルであると考えられる。現在、スタッフの専門性、訪問形式、アセスメント方法、援助方法等は全国で多様な形式で実施されている(浜谷2006)。これら巡回相談を担う相談員は多様であるが、中心的な職種として臨床心理士等の心理専門職が置かれている。

石井(2010)によると、専門職による巡回相談、専門職を交えたケースカンファレンスや研修等に関する研究は1995年以降に増加していることが明らかになっている。

鶴(2012)は、保育所・幼稚園に対し主に自治体が実施する巡回相談の研究動向を整理しており、それらから巡回相談の中核的な機能は①子ども理解、②対応方法、③保育の進め方の支援であるとしている。例えば、大村(2010)は発達に課題をもつ子どもに関わる保育士を対象にした調査から、「対象児の理解が深まった」「対象児とのかわり方がわかった」とする回答が多く得られている。また阿部(2013)は、これまで指摘されてきた巡回相談の問題点を解消するための仕組みを組み込んだ巡回相談を実施した結果から、大部分の保育所で保育士の気になる子どもの理解と対応方法への改善がなされ、保育士の悩みが解決したとしている。

このような巡回相談の機能が効果を発揮する基

盤には、各専門職の背景にある専門性が存在し、実際に多様な支援方法や理論モデルを用いて保育現場への相談支援にあたっている。浜谷(2005)は、発達臨床の専門的観点から、巡回相談は①保育者を介した子どもへの間接支援であること、②相談員と保育者とは協働性が重視されること、③保育の場に即した生態学的に妥当なアセスメントを行うこと、④保育者が実行可能な助言を行うことの4点を支援の特徴として位置づけている。子どもの状態をアセスメントし、それを保育士にフィードバックすることを通じて、共に子どもへの支援のあり方を検討するコンサルテーションであると言える。他にも、巡回相談員が依拠する理論モデルとして、メンタルヘルスマデル、生態学的モデル、行動分析モデルなどが活用されており(木原2011)、チェックリストやプログ、手引書など相談者と保育者間の協働や保育実践のサポートとなるツールやシステムが開発されている(鶴2012)。木原(2011)は自身の巡回相談経験から、特別な支援を必要とする子どももふくめ、すべての子どもに最善の利益が保障されることの重要性をあげ、「個」の子どもに注目するだけでなく、取り巻く集団との関係性を視野に入れた支援の必要性を指摘する。また、浜谷(2005)は地域の発達臨床支援を包含(インクルージョン)の観点からとらえなおしている。すなわち、子どもはそれぞれ異なる発達要求や興味や能力をもっており、それに応じた保育要求は子どもの意見表明と解釈し、特別なニーズをもつ子どもの意見を保育者に適切に伝えること、そして保育の場を構成する子ども一人一人の意見が平等に尊重されるよう保育者を支援することの重要性を述べている。巡回相談の特徴は保育士の持ちうる知識や技術に加え、保育上困難な場面において、他の専門的観点から多角的に子どもや保護者を見立てる視点に示唆を与えるものである。木原や浜谷らのアセスメント視点は、子どもだけを焦点化するのではなく、子どもを取り巻く保育者やクラスその他児、保護者など人的環境をはじめ、子どもを中心とした環境を生態学的にとらえながら問題をとらえ、支援に結

びつけるプロセスに寄与すると考えられる。

このように、巡回相談については、保育所への訪問、そして保育者との協働をとおり、一定の効果が得られているものの、制度としての巡回相談の実施には自治体間差が見られること（園山ら2000）、巡回相談の回数不足、定期的・継続的支援がなされていない（大村2009）、保育士の相談員への依存（浜谷ら1990）子どものチェックリスト等のツールを用いることについては負担度が高いと保育者が感じている傾向があること（阿部2013）など、保育者側のニーズが十分充足されていない面もある。

いずれにせよ、巡回相談において相談員が子どもの状態をアセスメントし、必要な配慮や対応について助言を行う支援等により、保育士は保育実践において子どもや保護者の言動の意味づけや、アプローチの方策を得ることが可能となる。そして、これらサポートは単に問題の解決に留まらず、保育者の情緒安定の効果ももたしている。巡回相談は、保育士に不足する知識や技術の提供のみに焦点化されない、保育者の主体的課題解決能力の向上を目的としたコンサルテーションであり（森2010）、保育者と相談員との「協働」は重要なキーワードであると考えられる（大村2009、浜谷2005）。

以上、保育所と外部機関との連携の一つの形態である巡回相談について概観してきた。鶴(2012)は、巡回相談に関する研究に関しては、臨床心理学や発達心理学を基盤としたものが多いことをあげているが、保育者の問題に対する主体形成、保育者の専門性向上を主眼とし、医学領域、リハビリテーション領域、社会福祉領域等、心理領域以外からの研究が必要であることも示唆している。保育実践上では、子どもや保護者との関係性の構築のため、「保育カウンセリング」「保育心理士」など、心理的支援の重要性がクローズアップされてきている。しかし、上述したように「気になる」子どもや保護者、生活課題を抱える家庭へのかかわりを要するケースにおいては、その状況に応じた専門職者からのサポートが重要となる。また、

それは次に述べるように、職種間のつながりの中で子どもの最善の利益が図られていくシステムの形成へとつながっていくと考えられる。

②地域ネットワーク型支援

岩間(2013)は、「地域を基盤としたソーシャルワーク」概念の特質を、複数の援助機関、専門職、地域住民等がネットワークやチームを形成し、連携と協働によって援助を提供することとしている。さらに、「ソーシャルワークにおけるネットワークとは、関係者のつながりによる連携・協働・参画・連帯のための状態および機能のことである」と定義づける。

このような保育所をふくむ「ネットワーク」型の連携が必要とされるケースとして、児童虐待への支援がある。望月ら(2008)は保育士側の虐待児の対応に関して調査を行っている。この調査によれば、虐待を疑った子どもに遭遇した保育士は全体の16.4%となっており、そのうち保育所から児童相談所への通告件数は13.4%となっていた。対応として保育士が苦慮したことは、①保護者とのコミュニケーションの取り方、②虐待か疑か否かの見極め、③通告の時期の判断、④保護者とのトラブルによる保育士の精神的苦痛、⑤虐待の認識や価値観の違いによる対応の難しさ、⑥他施設との連携が不十分であることがあげられている。特に連携については、通告が必要と判断されたケースでは、児童相談所や保健師あるいは近所の人たちとの協力を得ながら連携を強めていたケースが確認された一方で、児童相談所および保護者との連携不足により、子どもへの対応ができなかったなどのふりかえりが見られたケースもあった。子どもの権利をおびやかす深刻な状況下であっても、保育所で発見された虐待への疑いをスムーズに支援へつなげていくには、保育所のみでは対応が困難であり、地域の関係機関のネットワークによる支援の重要性がクローズアップされる。

保育所の児童虐待問題への取り組みについて、改訂保育指針では「虐待への対応」に関する箇所

があり、不適切な養育の兆候が見られる場合には要保護児童対策地域協議会において検討、また虐待の疑いは通告などの対応を図るよう規定されている。要保護児童対策地域協議会は地域の関係機関による恒常的なネットワークを設置することで虐待の早期発見と支援を地域で行うことを意図した「児童虐待防止市町村ネットワーク事業」を源流に2004年の児童福祉法改正時に法定化された。児童虐待への支援は、児童相談所だけではなく、地域の多様な関係機関との協働を通じた対応へとシフトしてきている(西原ら2008)。

この要保護児童対策地域協議会について、日比野ら(2009)は保育士を対象とした意識調査において、不適切な養育に気付くための配慮、気づいた際に連携する関係機関と要保護児童対策地域協議会の意義を検討している。ここでは、連携機関として「保育所の主管課」、「児童相談所」、「児童委員、主任児童委員」、「保健センター」等があげられており、要保護児童対策地域協議会設置に意義については、関係機関との「連携がしやすくなる」、「情報共有ができる」、「連携が迅速になる」等が上位回答となっていた。結果から、保育士は地域の身近な社会資源を養育上課題のある子どもの相談につなぐこと、そしてネットワークとしての協議会の存在に対して意識が高いことがうかがえる。

一方、畑ら(2009)は要保護児童対策地域協議会の判断で在宅指導方針として保育所入所により親子支援が必要とされたケース53例の分析を通し、保育所入所に至った子どもの生活実態について報告している。結果からは、虐待を受けて入所に至った子どもたちは複合的な虐待環境下におかれ、保護者は不安定な精神状態や不適切な生活環境、性格の問題等の問題がかかわり合いながら、家事・育児が十分に果たせない状態におかれていることが明らかになっている。しかし、入所によって虐待は軽減に向かう傾向も確認され、保育所がリスクを抱えた家庭の地域生活を可能とする「在宅ケア」のための一資源として有効であることも指摘されている。本報告は、子ども家庭支援の地

域ネットワークの中の「保育所」という位置づけから、連携による支援の課題を捉えていると言える。

他にも西原ら(2008)は、要保護児童対策地域協議会の構成機関が持つ役割や課題を明らかにするために保育所、幼稚園、小中学校を対象に実施された一地方都市の認識調査の結果をもとに考察を加えている。このうち、要保護児童対策地域協議会の認知度は24%(保育所については34.2%)と決して高くはない。また、児童虐待ケースにおいて、関係機関の連携の重要性は高く認識されているが、実際の連携体制においては全体の約3割は困難を感じていることも明らかになっている。西原らは協議会の課題として、構成機関によって虐待に対する認識度や知識に差異があることをあげていたが、他機関の協働をつむぐネットワーク形成には目標の共有や対等な関係性などが求められる。

また高野ら(2004)は母子保健と保育所の連携に関する保健師を対象とした意識調査から、障害のある子どもに関連した連携は多く、虐待対策でも連携が進んでいることを明らかにしている。しかしながら、保育所のもつ機能や保育士の能力に基づく保育所における保健活動に関して、否定的な意見が認められたことや、保育所保健に地域の保健師がかかわるといふことに消極的な意見も見られた。地域支援において、福祉と保健の連携の重要性が言われて久しいが、現実的には異なる職種間が協働するうえでの課題は少なくないと考えられる。同様に保育所保育士と保健師との連携について児童虐待のハイリスク事例を分析した尾形ら(2011)の質的研究からは、連携内容として4つのカテゴリーが得られている。それらは、①保育士と母子の情報を共有する、②児童虐待のリスクに注意しながら母子に対応するよう依頼する、③保育士が安心して対応できるように対応方針を共有する、④保育士と母親や他機関とを橋渡しするであった。特に4番目のカテゴリーの他機関との連携の橋渡しでは、保健師がコーディネーターとなり、関係機関同士のネットワークが形成され

る中で、保育所を利用する親子への支援が円滑に行われていることを示す一例であると考えられる。

4. 考察

(1) 特別な配慮を必要とする子どもと保護者への連携をとおした支援

近年、保育分野では統合保育を系譜としながらも、障害の有無を前提とせず、すべての子どもを対象とし、一人ひとりが異なることをふまえ、そのニーズに応じた保育を行うという「インクルーシブ」な保育のあり方について提唱されている(山本ら 2006)。例えば石井(2010)は、『障害のある子どもたちへの対応を「障害児を健全児集団の中で保育する」という従来の「統合保育」の枠組みで捉えることが難しくなっている』とし、その要因を①急激な少子化がもたらした社会状況の変化、②「発達障害」の認知と支援方法の進展、③虐待をはじめとしたマルトリートメントによる発達障害への注目、そして④インクルージョン理念の進展であると述べている。

子ども一人ひとりが個別のニーズをもち、尊厳を守られるべき存在であると理解しながらも、配慮を要する子どもたちの行動やその背景を保育士が理解し、見通しをもった保育を実践することは容易ではない。1974年に障害児保育が国の公的事業となり、統合保育が発展するにつれ、制度としての巡回相談は保育所を利用している障害のある子どもをはじめとし、近年では気になるとされる子どもや保護者までを範疇に、保育実践のサポートを行っている。先行研究からは、巡回相談において、専門職によるアセスメントを通し、子どもとのかかわりや保護者への支援における有効な助言を得られることが示されている。しかし、相談の実施については自治体間差や巡回相談回数の少なさ、方法、保育士との関係性などに関する問題も残されており、より効果的な連携となるためのあり方を検討していくことも必要である。巡回相談のターゲットは保育者だけではなく、保育者を介した子どもへの間接支援であり(浜谷

2005)、相談員、保育者の「協働」をとおした子どもの最善の利益につながるアプローチを模索していくことが重要となる。また、これらの連携が保育所と相談者にとどまるのではなく、不適切な養育ケースや、より専門的な知識や支援技術を必要とする場合等、他の専門機関へのつながりが円滑に行われていくような道筋が必要になると考えられる。

このようなつながりの道筋を創出するためには、配慮を要する子どもと保護者の課題を捉え、それらを地域でサポートするシステム、すなわちネットワークの恒常化がカギとなる。先行研究では、保育所に関連したネットワークに関する報告数は多くはなく、配慮を要する子どもへの支援の観点から述べたものとしては、「虐待」に焦点を当てた報告が数本あるのみであった。虐待については、現在、全国の市区町村のほとんどが要保護児童対策地域協議会または虐待防止ネットワークを設置し、その早期発見と予防のための地域連携を形成している。しかし、保育所がネットワークの一員として連携が行われている現状については、十分明らかにされておらず、認知度や地域ネットワークの位置づけの実際等もふくめ、今後の研究が待たれると考えられる。

(2) 保育ソーシャルワークの観点からみた実践的課題

最後に保育所と外部機関との連携について、保育ソーシャルワークの観点から今後の実践的課題について考察してみたい。

① 保育ソーシャルワークの独自性

本稿では配慮を要する子どもへの支援に対し、巡回相談やネットワークといった連携のあり方に、保育所がどのようにかかわってきているかを概観した。明確な障害診断はないものの、その特性を示す子どもに対しての支援のあり方が検討される一方で、保育に難しさを感じさせる子どもの行動は、「障害」に起因するだけではなく、養育環境を含めた「環境」との関連性から評価する必

要性がある。下野ら(2007)は、家庭環境によって「気になる」行動が表れている場合、また「気になる」子どもの育てにくさが家庭に影響を与えている場合の両方の視点が重要であることを指摘する。これらは経済的問題や就労、育児への不安や負担感など家庭が抱える生活課題との関連や虐待経験がある子どもが示す行動と発達障害児のそれとが類似していることも結びつけることができる。配慮を要する子どもたちが表す行動の背景には、障害の有無に加え、家族の経済的問題や、親の失業、暴力、精神疾患等、家庭における課題が複合的に存在する可能性もある。したがって、子どもの育ちの環境までを視野に入れ、子どもと保護者へかかわっていくこと、すなわちソーシャルワークの視点をもった介入が必要とされる。先行研究のレビューからは、保育所を対象とした巡回相談等、心理学的見地からのサポートが浸透していることが認められた。しかし、目の前の子どもの姿のみに焦点化されず、子どもの「生活」に着目し、「環境の中の子ども」として多角的にとらえるまなざしが配慮を要する子どもへの支援には求められる。これは保育ソーシャルワーク視点のひとつの独自性であり、心理学的アセスメントとの相違点とも言えるであろう。

また、子どもへの支援のまなざしは常に「最善の利益」が意識化されていることが重要となる。しかし、保育士の中には気になることも本人の活動保障よりも、集団での活動を保障することが大切であると捉える傾向も認められ、叱責が多くなることによる子どもの自己評価の低下などを危惧する報告もある(下野ら2007)。保育実践は「個」と「集団の」いずれをも大切にすることが求められるが、配慮を要する子どもが多数在籍する場合、これらの均衡を保つことは困難であることも否めない。木原(2011)や浜谷ら(2005)は巡回相談において、子どもの意見や平等性、集団における「個」への注視など、子ども一人ひとりの尊厳を重んじた理念をもつことを述べているが、保育ソーシャルワークにおいても同様に子どもを取り巻く保育者やクラスの他児、保護者など人的環

境をはじめ、子どもを中心とした環境を生態学的にとらえながら問題をとらえ、支援に結びつけるプロセスが重視される。一方、保育所と外部機関との連携については、障害診断のある子どもと比べ、診断のない「気になる子」については他機関との支援につながりにくいという報告もあり(郷間2008、原口ら2013)、一人ひとりの子どもたちがもつニーズに適切に対応することを可能にする保育のあり方をソーシャルワークの視点からとらえなおすことが必要である。

②「つながる」仕組みの創出

保育所保育指針でも示されるように、外部機関との「連携」は今後の保育実践上の重要なキーワードになっていると言える。しかしながら、保育士が気になったとしても、それらが管理職クラスの保育者の力量に委ねられる等、保育所の内部資源だけで完結されてしまう実態もある(例えば片山2009、黒澤ら2010)。また、虐待のリスクが疑われる場合も、虐待かどうかの確信がもてない、通告すべきかの判断に苦慮する等(望月ら2008)、保育場面での重大な気づきをスムーズに外部につなげる手段を持ち得ていないことがわかる。これらの「つながりにくさ」は、「連携」が一人の保育士の判断だけで図れるものではないことを示唆するものであると考えられる。解決困難な子どもや保護者へのアプローチが必要な場合は保育所内での問題の共通認識や同意をふくめ、組織的な体制が不可欠であり(山本2013)、保育所が外部資源に「つながる」仕組みを創出することが保育実践上の課題であると推察される。

保育ソーシャルワークに関連する先行研究において「連携」は課題として指摘されてきている。保育所におけるソーシャルワーク実践には、地域にある機関、施設、団体等とのネットワークが不可欠(石田ら2004)とされながらも、このネットワークのあり方についての検討は未だ十分とは言えない。山野(2009a)はネットワーク概念の共通点は「単に集まるのではなく、開放性や相互性、主体性があり、結果として新しい者がうま

れることにある」とする。そのうえで、ネットワーク形成には子どもの問題を自分に引き寄せ、地域として包括的にとらえていく内発的な力の存在の重要性を示す。地域ネットワークの一員として保育士が専門性を発揮するには、保育士自らの「連携」に対する意識も問われることを意味するものであろう。また伊藤（2011b）は、関係機関との連携の課題の一つとして特に園長、主任保育士、中堅保育者には保育施設を関係機関につなぐことができるコーディネート能力と、地域における関係機関のサービスを調整・整備・開発することができるマネジメント能力が育成される必要があると述べる。現状においては課題も伴うかもしれないが、多職種が集う事例検討会や研修会への参加等をとおして、保育所側から積極的な関係づくりを行うことも求められるであろう。加えて、行政側は保育所が地域ネットワークの一員として地域支援の組織に恒常的にかかわることを可能とするシステムづくりを促進することが必要とされるのではないかと考える。しかし、実際には児童虐待を中心に市町村におけるネットワーク化が進められているものの、関係機関の認識や視点のずれや、ネットワークの調整機関等において福祉専門職が少ないこと、またネットワークが存在していても活発に機能しているとは言えない状況にある等、地域ネットワークの課題も存在する（山野2009b）。地域ネットワークの成熟が待たれる面もあるが、保育所においても、組織内での共有を図る等、必要な時に適切な資源と円滑な連携を行うためのネットワークを構築していく努力が必要とされるであろう。

一方で、保育実践上の困難を抱えた現場において、保育所側の力量の形成に期待するのみではなく、現存の巡回相談システムに、より多様な専門職がかかわり、コンサルテーションを深化させていくための方策を検討していくことも考えられるかもしれない。保育ソーシャルワークの必要性が強調されるものの、現実には保育士が日々の保育においてソーシャルワーク実践を意識化しているとは必ずしも言えず（米山2012）、特に地域福祉

視点をもったソーシャルワークを保育所が担うことについては、その限界や疑問を呈する見解も見られる（山縣2010、土田2011）。保育士自身が知識や技術を得ることが求められる一方で、子どもと家庭への支援に必要なソーシャルワーク実践を可能とする人材としてコーディネーターを配置することも今後の構想の一つとしてあげられるのではないかと考える。

5. おわりに

保育ニーズの広がりとともに、保育所は地域の子育て支援拠点として入所している子どもと保護者への支援に加え、地域の子育て家庭への支援の役割をも担ってきた。その間、保育士の専門性が問い直され、多様な問題に対応していく上での知識や技術として保育ソーシャルワークの必要性がクローズアップされてきていると言える。

本稿では、主に保育所と地域の外部機関との連携に焦点をあて、その現状と課題について検討した。複数の先行研究のレビューから考察を行ったが、巡回相談や連携システムはそれぞれの自治体レベルで内容や方法は異なることや、全国規模の実態把握を可能とする研究が少なく、また障害のある子ども、気になる子等、連携の対象となるケースの子どもについて明確な基準のうえで論じることはできなかった。したがって、結果やその解釈を単純に比較することはできず、ここに本研究の限界がある。

今後は、連携に関する広範な調査研究をふくめ、保育所と外部機関とのより円滑な連携のために、保育所が組織的に地域ネットワークへの参入をどのように図っていくか等、保育所からはたらきかけていく能動的な側面と、研修機会の提供や保育実践に対し、他領域からの専門的知見を取り込むために必要とされる受動的サポートの2つの側面から、検討を深めることを課題としたい。

引用文献

阿部美穂子（2013）「気になる子どもの保育における効果的な巡回相談スタイルの実践的検討—

- 保育所(園)長アンケートの分析—」富山大学人間発達科学部紀要7(2),41-53.
- 石井正子(2010)「日本における統合保育の進展と研究動向—統合保育の成立からインクルーシブな保育へのパラダイム転換まで—」昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要19,15-28.
- 石田慎二・前迫ゆり・智原江美・中田奈月・高岡昌子・福田公教(2004)「保育所におけるソーシャルワーク援助」奈良佐保短期大学紀要12,9-17.
- 伊藤良高(2011a)「保育ソーシャルワークの基礎理論」伊藤良高・永野典詞・中谷彪編著『保育ソーシャルワークのフロンティア』晃洋書房,9-16.
- 伊藤良高(2011b)「保育ソーシャルワークと関係機関との連携」伊藤良高・永野典詞・中谷彪編著『保育ソーシャルワークのフロンティア』晃洋書房,44-52.
- 井上寿美(2008)「保育所・幼稚園における子育て支援の今日的課題」関西福祉大学研究紀要(11),29-36.
- 今堀美樹(2002)「保育ソーシャルワーク研究—保育士の専門性をめぐる保育内容と援助技術の問題から—」神学と人文:大阪基督教学院・大阪基督教短期大学研究論集42,183-191.
- 岩間伸之(2012)「ネットワークの活用と連携・協働による援助」岩間伸之・原田正樹著『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,75-81.
- 大村禮子(2010)「保育の場における発達支援—協働体制の確立に向けて—」淑徳短期大学研究紀要49,141-159.
- 尾形玲美・有本梓・村嶋幸代(2011)「児童虐待ハイリスク事例に対する個別支援児の行政保健師による保育所保育士との連携内容」日本地域看護学会誌14(1),20-29.
- 片山美香(2010)「保育士がもつ慢性疾患児の保育への意識に関する研究」保育学研究48(2),39-50.
- 木原久美子(2011)「巡回発達相談による「気になる」子どもの保育支援—発達相談員としての力量形成のための試論—」帝京大学心理学紀要15,39-52.
- 久保山茂樹・齊藤由美子・西牧謙吾・當島茂登・藤井茂樹・滝川国芳(2009)「「気になる子ども」「気になる保護者」についての保育者の意識と対応に関する調査—幼稚園・保育所への機関支援で踏まえるべき視点の提言—」国立特別支援教育総合研究所研究紀要36,55-76.
- 倉盛美穂子・三宅幹子・荒木久美子・井上孝之・杉山弘子・金田利子・秦野悦子・廣利吉治・西川由紀子・坂田和子・山崎晃(2009)「保育支援の実態とニーズ—保育所・幼稚園と関係機関との連携のあり方」臨床発達心理実践研究4,78-87.
- 黒澤祐介・金田利子・狗巻修司(2009)「保育者が感じる子ども「気になる」姿と保育者の内部・外部条件との関連—年齢に着目して—」白梅学園大学短期大学教育・福祉研究センター研究年報14,45-53.
- 郷間英世・圓尾奈津美・宮地智美・池田友美・郷間安美子(2008)「幼稚園・保育園における「気になる子」に対する保育上の困難さについての調査研究」京都教育大学紀要No.113,81-89.
- 斎藤愛子・中津郁子・栗飯原良造(2008)「保育所における「気になる」子どもの保護者支援—保育士への質問紙調査より」小児保健研究第67(6)号,861-866.
- 佐野ゆかり・川池智子・川名はつ子・雨宮由紀枝・米山宗久・旭洋一郎(2011)「障害を持つ幼児と親へ向けての支援ネットワークに関する地域モデルの基礎的研究(I)」山梨県立大学人間福祉学部紀要6,33-45.
- 柴崎正行(2009)「特別な支援を必要とする乳幼児の保育に関する最近の動向」保育学研究47(1),82-92.
- 下野未紗子・稲富眞彦(2007)「保育所における「気になる」子ども—行動特徴、保育者の対応、親子関係について—」高知大学教育学部研究報告67,11-20.
- 杉山登志郎(2007)『子ども虐待という第四の発達障害』学研,8-36.
- 園山繁樹・由岐中佳代子(2000)「保育所におけ

- る障害児保育の実施状況と支援体制の検討—療育のある統合保育に向けての課題—」社会福祉学 41 (1) ,61-70.
- 高井由起子 (2011)「虐待ハイリスク家族への支援に関する論考—保育所内における支援を中心として—」社会福祉士 (18) ,18-24.
- 高井由起子 (2008)「保育所における子ども虐待対応について—事例分析から見えてくるもの」臨床教育学論集 2,75-82.
- 高野貴子・高木晴良 (2009)「幼稚園・保育所の統合保育の現状と課題」日本小児科学会雑誌 113 (8) ,1252-1257.
- 高野陽・齊藤祥子・安藤朗子・福本恵・三橋美和・橋本一子・金本由利恵・加藤忠明・門脇陸美 (2004)「母子保健と保育所の連携に関する保健師の意識調査」日本子ども家庭総合研究所紀要 40,117-125.
- 土田美世子 (2006)「エコロジカル・パースペクティブによる保育実践」ソーシャルワーク研究 31 (4) ,33-42.
- 土田美世子 (2011)「地域子育て拠点施設としての保育所の機能と可能性—保育所ソーシャルワーク支援からの考察—」龍谷大学社会学部紀要 ,39-21.
- 土田美世子 (2012)『保育ソーシャルワーク支援論』明石書店 ,6-8.
- 鶴宏史 (2006)「保育ソーシャルワークの実践モデルに関する考察 (その1) —保育ソーシャルワーク試論 (3) —」福祉臨床学科紀要 3,65-78.
- 鶴宏史 (2012)「保育所・幼稚園における巡回相談に関する研究動向」帝塚山大学現代生活学部紀要 8,113-126.
- 西原尚之・原田直樹・山口のり子・張世哲 (2008)「子ども虐待防止にむけた保育所、学校等の役割と課題」福岡県立大学人間社会学部紀要 17 (1) ,45-58.
- 畑千鶴乃・中山徹 (2009)「要保護児童対策地域協議会を通じて保育所入所に結びついた被虐待児の生活実態に関する研究」こども環境学研究 5 (3) ,50-57.
- 浜谷直人・秦野悦子・松山由紀・村田町子 (1990)「障害児保育における専門機関との連携：川崎市における障害児保育巡回相談のとりくみの視点と特徴」障害者問題研究 6,42-52.
- 浜谷直人 (2005)「巡回相談はどのように障害児統合保育を支援するか—発達臨床コンサルテーションの支援モデル」発達心理学研究 16 (3) ,300-310.
- 浜谷直人 (2006)「障害児等のインクルージョン保育を支援する巡回相談」心理科学 26 (2) ,1-10.
- 原口英之・野呂文行・神山努 (2013)「保育所における特別な配慮を要する子どもに対する支援の実態と課題—障害の診断の有無による支援の比較—」障害科学研究 37,103-114.
- 半澤嘉博・渡邊健治・田中謙・山本真祐子 (2012)「個別の配慮が必要な園児への対応の現状と課題について—東京都の公立保育所における実態調査から—」人間文化研究所紀要 6,39-51.
- 日比野雅彦・秋田房子 (2009)「保育所における新たな虐待防止の取り組みを考える—保育所保育士の意識調査をもとにして—」現代教育学研究紀要 2,95-104.
- 前田和子・譜久山民子・宮城雅也・山城五月・上原梨那・伊波輝美・砂川恵正・佐久川博美・上原真理子・金城マサ子・鈴木ミナ子 (2010)「保育士による発達障害児の早期発見と早期支援の課題—沖縄県南部3市における質問紙調査—」沖縄県立看護大学紀要 11,31-38.
- 眞野祥子・宇野宏幸 (2007)「注意欠陥多動性障害児の行動特徴と母親の養育態度間の関連性」.脳と発達 39,19-24.
- 望月初音・北村愛子・大久保ひろ美・田辺千夏・小尾栄子・埴晶子 (2008)「子ども虐待の早期発見・予防に関する研究—保育士が子どもの虐待を疑った時の対応と苦慮していること—」つくば国際大学研究紀要 14,175-188.
- 森正樹 (2010)「保育・教育現場の主体的課題解決を促進するコンサルテーションの研究—特別支援教育巡回相談の失敗事例の検討から—」宝仙学園短期大学紀要 35,53-59.

- 山縣文治 (2010) 「地域子育て支援施策の動向と実践上の課題, 季刊保育問題研究」244,6-18.
- 山野則子 (2009a) 「児童福祉地域ネットワーク総論」牧里毎治・山野則子編著『児童福祉の地域ネットワーク』相川書房,1-16.
- 山野則子 (2009b) 「市町村における子ども専門機関のネットワーク」牧里毎治・山野則子編著『児童福祉の地域ネットワーク』相川書房,105-124.
- 山本佳代子 (2006) 「インクルーシブ保育実践における保育者の専門性に関する一考察: -専門的知識と技術の観点から-」山口県立大学社会福祉学部紀要 12, 53-60.
- 山本佳代子 (2013) 「保育ソーシャルワークに関する研究動向」山口県立大学社会福祉学部紀要 19,49-59.
- 山本理恵・神田直子 (2008) 「家庭の経済的ゆとり感と育児不安・育児困難との関連—幼児の母親への質問紙調査の分析より—」小児保健研究 67 (1) ,63-71.
- 湯澤直美 (2010) 「ひとり親世帯への支援～形成過程・ジェンダー・階層性の視点から～」季刊保育問題研究 241, 138-148.
- 吉田佳世・松井佳子 (2009) 「保育園におけるひとり親家庭への支援について—保護者への聞き取り調査を通して—」山梨学院短期大学研究紀要 29,207-222.
- 吉利宗久・林幹士・大谷育実・来見佳典 (2009) 「発達障害のある子どもの保護者に対する支援の動向と実践課題」岡山大学大学院教育学研究科研究集録 141,1-9
- 米山珠里 (2012) 「保育所におけるソーシャルワークに関する現状と課題—弘前市内の保育士に対するアンケート調査結果を中心に—」東北の社会福祉研究 8,47-60.
- 渡辺隆 (2007) 『子ども虐待と発達障害—発達障害のある子ども虐待への援助手法—』東洋館出版社.

Exploring Current Trends and Practical Issues in Community Collaboration Activities of Nursery school : Child care social work perspective

Kayoko YAMAMOTO

The purpose of this paper is to review research on collaborate activities between child care centers and other local entities related to the provision of support to children with special needs and their parents, to clarify practical issues from a child care social work perspective. The results of the review reveal that child care centers receive practical advice on child care methodology and child/parent understanding through cooperative activities with external organizations in the form of itinerant consultations with external organizations. However, the findings also highlight problems related to these cooperative activities; for example, there is a lack of cooperation with external organizations in cases where the assistance needs of children are unclear and a tendency for child care centers to conclude problems internally without collaborating with external organizations.

From a perspective of child care social work, the research demonstrates a need to consider ways of creating channels of collaboration between child care centers and external organizations by defining the position of child care centers within local community networks and appointing coordinators for collaborative activities related to the provision of support for children with special needs and their parents.

Keywords: Collaboration; Child care social work; Nursery school ;Children with special needs